

①電気メーターの検定を専門に行う機関

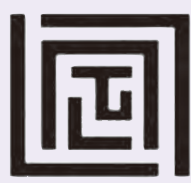
③経済産業大臣から指定を受けた電気メーターの製造事業者

①に該当する機関は、昭和39（1964）年に当時電気メーターの検定業務を行っていた、国、東京都、（社）日本電気協会の三者の業務を引き継ぐ形で設立された日本電気計器検定所（略称JEMIC）です。昭和62（1987）年には民間法人化されましたが、現在も第三者機関として電気メーターの検定を行っています。検定に合格した電気メーターには検定証印が付されます。

③は、経済産業大臣の指定を受けた電気メーターの製造会社（指定製造事業者と呼ばれます）が、自主的に試験を行う（自主検査）ことで検定が免除されます。自主検査に合格した電気メーターには、基準適合証印が付されます。



▲検定証印



▲基準適合証印



JEMICイメージキャラクター
「ミクちゃん」

電気メーターは、 すべて正しく はかれているの？

電気メーター図鑑

-1-

スマートメーター

使用時期 現在 **使用場所** 全国の一般家庭等

- 特徴**
- (1) 通信機能が付いているので、離れた場所での使用量の把握（遠隔検針）や使用の開始および停止（遠隔開閉）が可能です。
 - (2) 30分ごとに電気の使用量を取得できます。
 - (3) 電力の使用者と電力会社への情報提供ができます。

見つけやすさ ★★★★★（従来の機械式電気メーターからの切り替えが進んでおり、設置台数は急速に増えています。）



全国のJEMIC

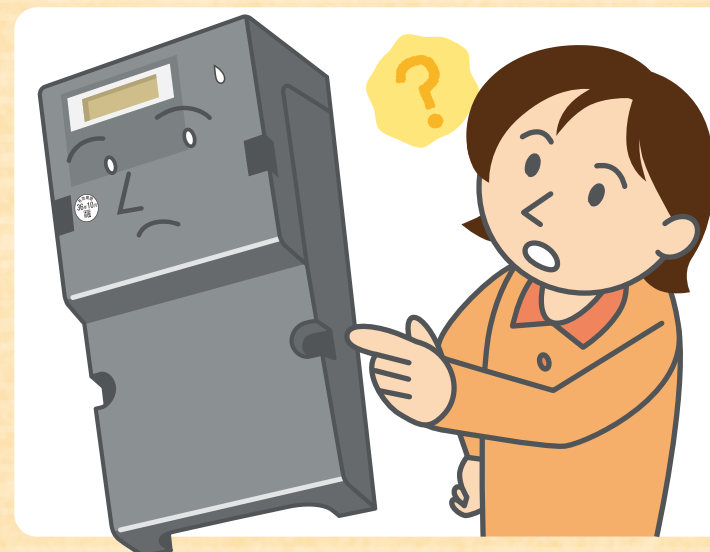
見学会の
お問い合わせは、お近くの
JEMICへどうぞ。



本 社 〒108-0023 東京都港区芝浦四丁目15番7号 ☎03-3451-1181 FAX 03-3451-1364

URL <http://www.jemic.go.jp/> E-mail soumu@jemic.go.jp

北海道支社……………☎011 (668) 2437	関西支社京都事業所……………☎075 (681) 1701
東北支社……………☎022 (786) 5031	中国支社……………☎082 (503) 1251
中部支社……………☎0568 (53) 6331	四国支社……………☎0877 (33) 4040
北陸支社……………☎076 (248) 1257	九州支社……………☎092 (541) 3031
関西支社……………☎06 (6451) 2355	沖縄支社……………☎098 (934) 1491



電気料金は、電気メーターで
はかった使用量に基づいて支払っ
ている方がほとんどだと思います
が、「こんなに使ったかな?」「間
違ってない?」なんて思ったこと
はありませんか? 基本的には、
電気メーターではかった使用量
が多ければ、支払う電気料金も多
くなりますから、電気メーターが
正しくはかれていることは、とて
も大切なことです。

電気メーターのほかにも、ガスメーターやタクシーメーター、お肉屋さんのはかり
など、支払う料金を決めるために使う計量器があります。このような取引や証明に使
われる計量器は、「特定計量器」と呼ばれ、計量法という法律により、検定に合格しな
ければ使うことができないと決められています。計量器の種類によって検定の有効期
限や方法などは異なりますが、合格した特定計量器は、正しくはかることができます。
を確認していますので、安心して使うことができます。

では、電気メーターの検定についてもう少し詳しく見ていきましょう。



電気メーターの検定制度

G&Aコーナー

Q 電気メーターはどこで検定・検査をしているの？
(正解となる選択肢をすべて選んでください)

- ① 電気メーターの検定を専門に行う機関
- ② 電力会社
- ③ 経済産業大臣から指定を受けた電気メーターの製造事業者
- ④ 計量士の国家資格を持った者
- ⑤ 市区町村

答えは次ページをご覧ください。

1 いつ検定^{※1}をしているの？

各家庭に取り付けられる前に検定されています。検定に合格していない電気メーターは、電気の取引に使うことはできません。

※1 指定製造事業者が行う基準適合検査（自主検査）を含みます。



▲検定ラベル^{※3}



▲検定証印^{※3}（封印キャップ）

※3 指定製造事業者が行う基準適合検査（自主検査）を行った場合はデザインが異なります。

2 一度検定に合格したらずっと使っているの？

検定有効期限が決められており、その期限を過ぎると使用することはできません。一般家庭で使用されている電気メーターの検定有効期限は10年間です。有効期限は、電気メーターの正面に貼られている検定ラベル（丸いシール）で確認することができます。

3 検定有効期限が過ぎたらどうすればいいの？

電気メーターは、電力会社（送配電事業者）が管理している^{※2}ため、有効期限が過ぎる前に電力会社（送配電事業者）によって交換されます。各家庭で取り替えの手続き等を行う必要はありません。

※2 ビルやマンションなどで一括受電をしている場合を除きます。

4 検定に合格していることはどこで分かるの？

検定に合格した電気メーターには、写真のように検定証印と検定ラベルが付いています。検定証印は、メーターの中を開けることができないように封印キャップ上に記されています。



5 検定って何をしているの？

使った電気の量が正しくはかれているかという試験のほか、使っていないときは止まるのか、ほんのわずかな電気が流れても動くのか、漏電の危険はないかなどについて試験しています。

6 正しくはかれているかは、どうやって調べているの？

電気メーターより精度の高い基準と比較して、正しくはかれているかを調べています。比較する基準はさらに高い基準と比較しており、さかのぼると、日本の最高位の基準である国家標準と比較しています。



検定風景▶

★電気メーターの検定についてもっと詳しく知りたい方は、JEMICホームページhttp://www.jemic.go.jp/kentei/dk_kentei.htmlをご覧ください。